

(公社) 秋田県宅地建物取引業協会周年記念事業等準備資金取扱規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会（以下「本会」という。）で行う周年記念事業等の費用に充てる為の資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第 2 条 周年記念事業等準備資金は、本会創立の記念事業として行われる講演等の公益目的事業に充てる特定費用準備資金として保有する資金とする。

2. 特定費用準備資金とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 18 条第 1 項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用の支出に充てるために保有する資金をいう。

(積 立)

第 3 条 周年記念事業等準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

(積 立 額)

第 4 条 周年記念事業等準備資金の積立目標額は 7,000,000 円とする。

(積 立 期 間)

第 5 条 周年記念事業等準備資金の積立期間は、平成 29 年度から 10 年間とする。

(運 用)

第 6 条 周年記念事業等準備資金の運用対象は、金融機関の預貯金とする。

2. 前項の資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運 用 益)

第 7 条 前条の資金から生ずる運用益については、流動資産に振替し、運転資金に充当するものとする。

(取 崩)

第 8 条 周年記念事業等準備資金は、第 2 条に規定する目的以外で取り崩すことはできない。

2. 周年記念事業等準備資金の取崩しは、その理由を付して理事会の承認を得なければならない。前項にかかわらず目的外の取崩しを行う場合、又は積立限度額及び積立期間の変更等についても同様とする。

(備 置)

第 9 条 この規程は、本会の主たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変 更)

第 10 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

1. この規程は、平成 29 年 12 月 18 日より施行する。
2. 令和 3 年 4 月 23 日 一部改正 同年 4 月 1 日施行（第 7 条）
3. 令和 4 年 12 月 22 日一部改正（第 4 条・第 8 条第 2 項） 同日施行